

淑徳大学社会福祉研究所『総合福祉研究』 投稿規定

(目的)

第1条 『総合福祉研究』(以下「本誌」という)は、社会福祉とその関連分野を研究対象とする論文等を掲載、発表することを目的とし、淑徳大学社会福祉研究所が原則として年1回これを発行する。

(編集等の機関)

第2条 本誌の企画、原稿の募集、編集および刊行は、社会福祉研究所「運営委員会」が行う。

(投稿者の資格)

第3条 本誌の投稿者の資格を有する者は、次の各号に掲げるものとし、投稿は公募とする。

- 一 本学教員(非常勤教員を含む)
- 二 本研究所研究員
- 三 本学大学院博士後期課程在学または修了者
- 四 その他、本研究所「運営委員会」の認めたもの

(内容)

第4条 本誌の掲載原稿は、依頼原稿および投稿原稿とする。

- 2 運営委員会は本誌の趣旨に沿った原稿の執筆を依頼することができる。
- 3 原稿は次の種別とし、刊行時において未発表のものであること。

論文： 執筆者が調査、分析、論証を行い、何らかの創見を提起する学術論文

研究ノート： 論文に準ずるが、比較的短い字数で提示できるもの

資料： 調査報告または実践の報告

総説： ある事柄や分野のことについて、広く全体を見渡し論じたもの

活動報告： 社会福祉研究所が行う講演会、セミナーなどに関する報告

書評： 他著者の著書の批評

その他： 運営委員会の認めたもの

(原稿の形式)

第5条 本誌に投稿する原稿は、別に定める執筆要項にしたがうものとする。

(原稿の提出)

第6条 投稿原稿の締め切りは毎年9月末日とする。

(掲載の可否)

第7条 投稿された原稿の掲載可否については、本研究所「運営委員会」が審査し決定する。

(校正)

第8条 校正は著者校正とし、校正期限を遵守し、校正時に大幅な加筆・修正を行わないこととする。

(倫理的配慮)

第9条 原稿に使用したデータや事例等について、研究倫理上の配慮がなされ、その旨を本文または注に明記されていること。

(論文の転載)

第10条 本誌に掲載された論文の転載は、本誌発行後半年を経過していない場合は、運営委員会と協議し、承認を得るものとする。転載論文には、本誌に初出した旨を付記するものとする。

(本誌及び抜き刷りの進呈)

第11条 執筆者に対し、1論文について本誌2部および抜き刷り50部を進呈する。なお50部を超える分の印刷の製作は執筆者の負担によるものとする。

(原稿料および掲載料)

第12条 原稿料および掲載料は、無料とする。

(論文等の電子化及び情報ネットワーク上での公開)

第13条 掲載された論文等は、原則として電子化し、情報ネットワーク等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。

2 前項の規定にかかわらず、執筆者が前項に規定する電子化・公開を希望しない特別の理由を有する場合は委員会と協議し判断する。

附則 本規定は平成30年5月10日より施行する。

淑徳大学社会福祉研究所『総合福祉研究』執筆要項

社会福祉研究所運営委員会
作成 2019年5月

- (1) 原稿はワープロ等による横書きとする。
- (2) 原稿は、1頁43字×34行で作成し、論文においては要旨、図表、注、文献を含め14頁以内、総説は10頁以内、その他は8頁以内とする。ただし、運営委員会がこれによりがたい特別の事由を認めた時はこのかぎりではない。
- (3) 原稿はA4用紙に印字した原稿2部と、電子媒体を合わせて提出する。
- (4) 論文は、要旨400字以内と キーワード3～5項目をつける。
- (5) 文章の形式は常用漢字を用いた新仮名づかいを原則とする。注や文献引用の記述形式は、原則として「日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』投稿規定〔引用法〕」によるものとする。なお、心理学分野で執筆する際には、原稿記述の詳細について、日本心理学会編「心理学研究執筆・投稿の手引き」も参考にすること。
- (6) 節、項等の階層構造による見出しは、以下の形式をおおよその基準とする。
大見出し **はじめに I II III おわりに 注 文献**
中見出し **1. 2. 3.**
小見出し (1) (2) (3)
- (7) 図・表・写真は、そのまま製版できるように作成し、通し番号をつけること